## センターだより こころの健康 第52号

令和6年6月発行

三重県こころの健康センターです。初夏の風を感じる季節となりました。

第 52 号は、三重 DPAT 研修報告、こころの健康センターの事業、精神保健福祉法改正についてお伝えします。

### 三重 DPAT 研修を開催しました。

皆様、DPAT について、ご存じでしょうか?

DPAT とは、<u>D</u>isaster <u>P</u>sychiatric <u>A</u>ssistance <u>T</u>eam(災害派遣精神医療チーム)の略で、災害時の精神保健医療ニーズに対応することを目的とした専門的な研修・訓練を受けたチームのことです。DPAT 1隊につき、基本的に精神科医師、看護師、業務調整員を含む数名で構成されます。直近では、能登半島地震の発生に伴い、令和6年1月5日~令和6年2月8日まで、三重 DPAT 隊として活動しています。

この研修は平成 27 年度に災害時こころの研修として始まりました。新規隊員の養成及び登録隊員の継続的な技能維持を目的に平成 28 年度から現在の名称で年1回開催しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時オンライン形式で行いましたが、令和4年度より座学を中心とした動画学習と演習を中心とした集合研修を組み合わせた形で行っています。

令和5年度三重 DPAT 研修を令和6年3月 17 日(日)に開催しました。研修には県内 12 の精神科病院の医師、看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、事務職員など 58 名。聴講として、県内4か所の保健所及び市町の保健師7名。県外の医療機関からの見学者1名を含む、計 66 名が参加されました。

研修は DPAT 先遣隊病院の三重県立こころの医療センター、独立行政法人国立病院機構 榊原病院の皆様を中心に、社会医療法人居仁会 総合心療センターひなが、医療法人 久居病院、独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター、DPAT 事務局から福生泰久先生をお招きし、総勢 23 名の講師・ファシリテーターで研修を行いました。

研修の導入では、三重県立こころの医療センター副院長 芳野 浩樹先生から能登半島地震における三重 DPAT 活動のご報告いただきました。その後は、実災害の発生を想定し、必要な手順や平時の備えに向けた様々な演習を終日、実施しました。

この研修は、三重 DPAT 統括者、DPAT 事務局インストラクター、DPAT 先遣隊病院、県担当者を中心に研修内容を企画し、講師・ファシリテーターが打ち合わせを重ね、多くの関係者の皆様のご協力により、開催しています。この場を借り、改めて御礼申し上げます。

令和6年度も関係者の皆様との協議を経て、開催を予定しています。





\* 研修中の様子です

### こころの健康センターの事業を紹介します。

こころの健康センターは、こころの健康づくりや精神障がい者の社会参加の促進など、 精神保健福祉活動を支援する機関として様々な事業を行っています。

#### 企画•立案

精神保健福祉活動を推進するため、 専門的な立場から様々な提案を 行っています。

## 技術指導 技術支援

保健所、市町および関係機関に対し、 精神保健福祉連絡会・事例検討会へ の参加など、専門的な立場から技術 指導・技術支援を行っています。

#### 教育研修

保健所、市町、相談支援事業所等の 関係機関の職員を対象に、精神保健 福祉についての専門的な教育研修 を行っています。

#### 普及啓発

こころの健康や精神保健福祉の正 しい知識を広めるために、パンフ レットやホームページにより情報 提供を行っています。

#### 組織育成

家族会、当事者会、精神保健福祉ボ ランティア等の活動を支援してい ます。

#### 調查研究

精神保健福祉に関する調査研究、 関係機関に必要な情報の収集・提 供を行っています。

# 精神保健福祉手帳の交付判定 自立支援医療(精

自立支援医療(精 神通院医療)の判定 精神障害者保健福祉手帳の交付判 定、自立支援医療(精神通院医療) の判定を行っています。

## 精神医療 審査会の事務

精神障がい者の人権に配慮し、入 院の要否および入院患者の処遇の 適否に関する精神医療審査会の事 務を行っています。

## 依存症 対策

関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、依存症対策の情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や家族教室やギャンブル障害集団プログラムを開催しています。

# ひきこもり

対策

#### 三重県ひきこもり地域支援センター

H25.4.1 に、こころの健康センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました。関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、ひきこもり支援の情報収集・発信を行っています。また、電話や面接による個別相談や多職種連携チームによる訪問や家族の集まりの場(虹の会)や家族教室を開催しています。

#### 三重県自殺対策推進センター

## 自殺対策

H23.4.1 にこころの健康センター内に「三重県自殺対策情報センター」を 開設しました。H30.3.30 より「三重県自殺対策推進センター」に名称を 変更し、関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、自殺対策 の情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や 自死遺族の集い(わかちあいの会)を開催しています。



ひきこもり、依存症、自殺予防関連等に関して、電話相談、来所相談(予約制)、精神科医師による面接相談(予約制)を行っております。詳しくはセンターホームページをご覧ください。

## 令和6年4月から改正精神保健福祉法が施行されました。

「精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)」は、精神障がい者の人権を 擁護し、適切に保健・福祉・医療が行われるために定められた法律です。この法律が一部改正さ れました。(令和4年12月16日交付、令和6年4月1日施行。一部令和5年4月1日施行。)

#### 主な改正点は・・・

- ・都道府県や市町村の精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか「精神保健に課題を 抱える者」も対象となりました。
- 医療保護入院制度が見直されました。
  - ① 医療保護入院の同意者である「家族等」について、本人に対して虐待・DV を行った者は除外さ れることとなりました。
  - ② 入院期間が定められました。
  - ③ 家族等が入院の同意・不同意の意思表示をしない場合に市町村長同意による入院が可能となり ました。
- ・虐待防止に向けた取り組みとして、精神科病院における虐待防止措置の義務化および虐待を発見し た者から都道府県等への通報が義務化されました。
- ・入院者訪問支援事業が創設されました。

このたびの改正により、精神障がい者の権利擁護を図ることが明確化され、より一層の人権の擁護 や適切な治療、地域生活支援の体制整備が推進されていくことになります。

## 開催予定のイベント 🍗



## ひきこもり家族教室 ・ 依存症問題家族教室

ひきこもり当事者の家族、依存症当事者の家族を対象とした家族教室を それぞれ開催します。

詳しくはセンターホームページをご覧ください。

発行:三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2 階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

URL: http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/

